

## 独占禁止法審査手続についての懇談会（第2回）議事概要

1 日時 平成26年3月27日（木）10:00～12:15

2 場所 中央合同庁舎第4号館1階共用123会議室

3 出席者

稲田 朋美 内閣府特命担当大臣

（懇談会委員）

座長 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授

座長代理 舟田 正之 立教大学名誉教授

委員 青柳 馨 日本大学大学院法務研究科教授

今井 猛嘉 法政大学大学院法務研究科教授

及川 勝 全国中小企業団体中央会政策推進部長

川島 千裕 日本労働組合総連合会総合政策局長

榊原 美紀 日本経済団体連合会経済法規委員会競争法部会委員  
弁護士

泉水 文雄 神戸大学大学院法学研究科教授

中川 丈久 神戸大学大学院法学研究科教授

三村 優美子 青山学院大学経営学部教授

村上 政博 成蹊大学大学院法務研究科教授

矢吹 公敏 弁護士

（ヒアリング対象者）

阿部 泰久 日本経済団体連合会経済基盤本部長

矢端 和之 前橋金属団地協同組合理事長（全国中小企業団体中央会）

ジェイ・ホッヰキ 在日米国商工会議所会頭

宮川 裕光 在日米国商工会議所競争政策タスクフォース委員長

（その他）

公正取引委員会 松尾経済取引局長、山口審査局企画室長

（事務局）

内閣府 梅溪内閣府審議官、独占禁止法審査手続検討室 井内室長、品川参事官等

4 会議次第

（1）開会

（2）日本経済団体連合会からのヒアリング

（3）全国中小企業団体中央会からのヒアリング

（4）在日米国商工会議所からのヒアリング

（5）質疑応答

（6）閉会

## 5 議事概要

- (1) 冒頭、稲田内閣府特命担当大臣から挨拶があった。
- (2) 第1回会合を欠席した委員から、自己紹介を兼ねた問題意識等についての発言があった。概要は次のとおり。
  - ・ 弁護士・依頼者間秘匿特権、弁護士立会権及び証拠開示の範囲の拡大が認められるべきである。
  - ・ これらと併せて裁量型課徴金制度を導入すべきである。
- (3) 宇賀座長から、第1回懇談会での議論を整理し、本懇談会における検討の対象は行政調査手続としつつ、行政調査がその過程において犯則調査に移行する可能性があることを念頭に置いて議論することとしたい旨、及び調査権限の強化については必要に応じて議論することとしたい旨を説明し、懇談会の了承を得た。
- (4) 日本経済団体連合会から意見の表明があった。概要は次のとおり。
  - ・ 立入検査時及び供述聴取時において、弁護士が立ち会える権利を規定すべき。
  - ・ 弁護士・依頼者間秘匿特権を認め、弁護士と依頼者間の通信や調査内容を含むワークプロダクトについては、提出命令を拒否する権利を保障することを法律に明記すべき。
  - ・ 公取委が保有する証拠資料の開示・謄写の範囲を拡充すべき。
- (5) 全国中小企業団体中央会及び前橋金属団地協同組合から意見の表明及び中小企業が公正取引委員会からの調査を受けた具体的な事例についての説明があった。概要は次のとおり。
  - ・ 中小企業の立場に立って、予見可能性を確保した透明性のある分かりやすい調査手続とすべき。
  - ・ 中小企業のコンプライアンス強化を図る観点から、公正取引委員会の調査手続について、中小企業に周知すべき。
  - ・ 効果的に専門家へ相談できるようにするため、弁護士立会権及び供述聴取時のメモ録取等を認めるべき。
  - ・ 地方では、弁護士に相談したとしても、弁護士が独占禁止法に疎く、効果的な助言が得られないことがある。
- (6) 在日米商工会議所から意見の表明があった。概要は次のとおり。
  - ・ 審査手続の全過程において、弁護士の立会いを含め、弁護士による

弁護を受ける権利が保障されるべき。

- ・ 弁護士・依頼者間秘匿特権が認められるべき。
- ・ 公正取引委員会の命令が出される前の段階で、当事者が全ての証拠の開示を請求する権利があることを明記すべき。
- ・ 防御権の強化は実態解明機能と対立するものではなく、防御権を確保することで執行に対する協力を生み出すことにもなる。米国では防御権が強化されていても日本より厳しい執行が行われている。

(7) (4) から (6) までの表明された意見について、各委員から出された主な意見・質疑とそれに対するヒアリング対象者の発言の概要は次のとおり。

(弁護士・依頼者間秘匿特権について)

- ・ 弁護士・依頼者間秘匿特権の意味するところ（根拠、条件や適用範囲等）を明確にしておく必要があるのではないか。
  - 米国では、弁護士とその依頼者との間の通信のうち、弁護士による専門的なアドバイスであって、秘密として保持されていること等の要件がある。必要があれば別の機会に補足したい。
- ・ 弁護士との通信記録が全て開示されないとすると、会社としては、全ての書類に弁護士の押印を求めたり、全てのメールに弁護士を CC に入れるなどの対応がなされるおそれがある。
  - 弁護士が関与する全ての書類を開示しなくてよいわけではない。会社が弁護士の協力を得て事実関係を調査した書類について、公正取引委員会が留置できるとすると、会社が弁護士に相談すること自体を躊躇することを懸念する。

(弁護士の立会いについて)

- ・ 仮に供述聴取時に弁護士の立会いを認めると、違反行為を認める調書は基本的に取れなくなるため、代わりに裁量型課徴金の導入等を受け入れる覚悟があるのか。
  - 裁量型課徴金については国際的な潮流であるが、セットで導入すべき話ではなく、次の課題と考えている。
- ・ 会社と従業員の間利益相反が生じることが懸念されるところ、従業員個人に弁護士を付ける場合、誰がその弁護士を雇っており、その費用は誰が負担しているのか。また、自社に不利益な供述をした従業員に対して社内処分が行われているのか。
  - 日本では、従業員個人で弁護士を雇う習慣がなく、会社が雇った弁護士が会社と従業員の両方を守るのが現実的である。その費用は会社が負担している。
  - 従業員に対する社内処分の例はあるが、法令遵守違反を理由と

するものであり、会社に不利益な供述をしたことを理由とするものではない。

- 米国では、調査の過程で個人に対して刑事訴追の可能性が出てきた段階で会社が当該個人に弁護士を付けることとなる。米国の弁護士費用は極めて高額であるため、これを会社が負担することについては禁止されていない。
- ・ 独占禁止法基本問題懇談会（注：平成17年から平成19年まで開催）では、供述聴取時の弁護士の立会いを認めなかった理由の一つとして、従業員の聴取時に会社の弁護士を立ち合わせると、萎縮効果が生じることを挙げていたが、この点についてどのように考えるか。
  - 弁護士として、会社の弁護士が会社の利益のみを追求し、従業員を切り捨てるようなことは行わないと考える。
- ・ 供述聴取時の弁護士の立会いについては、米国で弁護士が質問を中断させるようなことをすれば法廷侮辱罪となることと同様の仕組みがあつて初めて認められるのではないか。
- ・ 立入検査時に弁護士の到着を待つことについては、証拠隠滅といった調査妨害のおそれとのバランスを取る必要があると考える。

（その他）

- ・ 中小企業自身や中小企業からの相談を受ける弁護士が独占禁止法をよく知らないというのは、多くの地方に共通する問題と思われるが、具体的にどのような点が改善されればよいか。
  - 立入検査を受けた際に、その位置づけや対応方法などが分かることが重要。また、独占禁止法に詳しい弁護士の情報などもあればよい。

（8）第3回会合（一部は第4回会合）においては、独占禁止法の実務に詳しい弁護士からのヒアリングを実施することとし、対象者の選定については、座長に一任された。また、第4回会合では他省庁から、第5回会合では公正取引委員会からヒアリングを行うことについて、懇談会の了承を得た。

（9）第3回会合は4月11日（金）に、第4回会合は4月23日（水）にそれぞれ開催する予定。

以上

<文責 内閣府独占禁止法審査手続検討室 速報のため事後修正の可能性あり>